

求人者・求職者の皆様へ

・ 事業所名 **株式会社UNERI** 許可番号 **(23-ユ-302950)**

●取扱職種の範囲等

- ・ 職種：全職種・地域：国内

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

(注) 届出制手数料の場合、届出済手数料表の内容を全て記載すること（別紙として添付することも可）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	<u>0</u> 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または500,000円）</u> ※上記のうちいずれか高い方とする。 ※上記を上限として、求人者の会社規模に応じて決定する。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または500,000円）</u> ※上記のうちいずれか高い方とする。 ※上記を上限として、求人者の会社規模に応じて決定する。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または500,000円）</u> ※上記のうちいずれか高い方とする。 ※上記を上限として、求人者の会社規模に応じて決定する。 手数料負担者は 求人者 とします。

特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索 (※2)	着手金	100,000円 (%)
	活動1日あたり	50,000円 (%)
	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (または500,000円)	
	※上記のうちいずれか高い方とする。 ※上記を上限として、求人者の会社規模に応じて決定する。	
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (または500,000円)	
	※上記のうちいずれか高い方とする。 ※上記を上限として、求人者の会社規模に応じて決定する。	
	手数料負担者は 求人者 とします。	

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

(注) 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 株式会社UNERI 河合将樹

連絡先： 050-3700-2143

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

(1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の河合将樹です。

(2) 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は当事業所の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者河合将樹とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処

理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者河合将樹とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・返戻金制度について 当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満の本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。 (1) 入社日以後 1 ヶ月未満の場合は手数料の 100%を返還するものとする (2) 入社日以後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は手数料の 50%を返還するものとする ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。